

イタリア産タロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実に関する植物検疫実施細則（平成17年3月10日16 消安第9372号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第45のイタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第190号。以下「告示」という。）1に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示に規定するものほか、この細則に定めるところによる。</p> <p><u>1 消毒施設</u></p> <p>（1）告示5の（1）の低温処理施設は、次の条件を満たすものとする。</p> <p>ア 生果実の中心部を告示5の（1）に定める温度に保持できること。</p> <p>イ 生果実の中心部の温度（部屋中央の積荷の中心部及び最上部の角並びに冷却風の出口付近の積荷の中心部及び最上部の角の4か所）を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。</p> <p>ウ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。</p> <p>（2）告示5の（1）の低温処理船舶は、次の条件を満たすものとする。</p> <p>ア 生果実の中心部を告示5の（1）に定める温度に保持できること。</p> <p>イ 船倉ごとに生果実の中心部の温度を外部から随時確認できる自動温度記録装置を有すること。</p> <p>ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、通常の大きさの船倉が複数により構成されている船倉（以下「複数デッキ」という。）にあっては、生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有すること。</p> <p>エ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力が</p> | <p>植物防疫法施行規則別表2の付表第45のイタリアから発送されるタロッコ種、サンギネロ種及びモロ種のスウィートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成26年2月7日農林水産省告示第190号。以下「告示」という。）1に規定する生果実（以下「生果実」という。）に係る植物検疫の実施については、告示に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。</p> <p>（新設）</p> |

あること。

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナーは、次の条件を満たすものとする。

- ア 密閉型コンテナーであること。
- イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物の分散のおそれがないこと。
- ウ 生果実の中心部を告示5の(1)に定める温度に保持できること。
- エ 生果実の中心部の温度(コンテナー内の積荷の中心部を含む3か所)を外部から隨時確認できる自動温度記録装置を有すること。
- オ エの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(4) 告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理船舶については、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、イタリア植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

(5) 告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理コンテナーについては、毎年、2の調査の開始前又は輸出の開始前に、イタリア植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。

2 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、1の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

- ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても隨時調査すること。
- イ 調査は、原則として、イタリア植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。

(2) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コンテナーについて、1の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、イタリア植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するもの

(新設)

とする。

3 検査及び消毒の確認

(1) (略)

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合

ア (略)

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、イタリア植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.2度)となっていることを、低温処理船舶にあっては船倉ごとに4か所(複数デッキにあっては、デッキごとに3か所)以上、低温処理コンテナーにあってはコンテナーごとに3か所以上の生果実について確認すること。

(エ)～(カ) (略)

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則として、イタリア植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) 告示4の封印がなされていることを確認すること。

(ウ)・(エ) (略)

(オ) (エ)の確認の結果、告示5の消毒日数が当該コンテナーの卸下までに満たされていないことが判明した場合であって、当該コンテナーの卸下前又は卸下後、遅滞なく、イタリア植物防疫機関から、当該コンテナーの卸下された輸入港のコンテナーターミナル内において消毒を継続することを希望する旨の書面又は電子メールによる申出があり、当該コンテナーの卸下後、遅滞なく、当該生果実を所有し、又は管理する者から検査申請書が提出され、当該コンテナーの記号・番号、告示4の封印の

1 検査及び消毒の確認

(1) (略)

(2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合

ア (略)

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸出港における消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、イタリア植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.2度)となっていることを、低温処理船舶にあっては船倉ごとに4か所(複数のデッキに区分けされている船倉(以下「複数デッキ」という。)にあっては、デッキごとに3か所)以上、低温処理コンテナーにあっては3か所以上の生果実について確認すること。

(エ)～(カ) (略)

ウ 消毒の終了の確認

植物防疫官は、告示6の(2)のイの輸入港における消毒の終了の確認について、次により、原則として、イタリア植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) (略)

(イ) 告示4の封印が破れていないことを確認すること。

(ウ)・(エ) (略)

(新設)

記号・番号、消毒を継続する場所及び期間並びに当該コンテナーにき裂、損傷等がないことが確認できたときには、卸下後の消毒の継続を認めるものとする。ただし、植物防疫官が必要と判断する場合は、海上コンテナー詰輸入植物等検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達）第6に定めるコンテナーターミナル内の一定の場所において、輸入検査に先立ち、当該コンテナーにき裂、損傷等がないことを確認するものとする。卸下後の消毒の継続を認めたときは、イタリア植物防疫機関から消毒終了の連絡があり次第、（エ）に準じて消毒の終了の確認を行うものとし、消毒が完全に行われていないことが判明したときは、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

（カ）輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実を輸入禁止品として取り扱うものとする。

（削る）

（オ）輸入港における確認で消毒が完全に実施されていないことが判明した場合には、当該生果実は、イタリア植物防疫機関の責任により返送されるものとされている。

2 消毒施設

- （1）告示5の（1）の低温処理施設は、次の条件を満たすものとされている。
- ア 生果実の中心部を所定温度に保持できること。
 - イ 生果実の中心部の温度（部屋中央の積荷の中心部及び最上部の角並びに冷却風の出口付近の積荷の中心部及び最上部の角の4か所）を外部から隨時確認できる自動温度記録装置を有すること。
 - ウ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。
- （2）告示5の（1）の低温処理船舶は、次の条件を満たすものとされている。
- ア 生果実の中心部を所定温度に保持できること。
 - イ 船倉ごとに生果実の中心部の温度を外部から隨時確認できる自動温度記録装置を有すること。
 - ウ イの自動温度記録装置は、生果実の中心部の温度測定用として4本以上の温度センサーを有すること。ただし、複数デッキにあっては、生果実の中心部の温度測定用として各デッキに3本以上の温度センサーを有すること。

エ イの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(3) 告示5の(1)の低温処理コンテナーは、次の条件を満たすものとされている。

ア 密閉形コンテナーであること。

イ き裂、損傷等がなく、検疫有害動植物の分散のおそれがないこと。

ウ 生果実の中心部を所定温度に保持できること。

エ 生果実の中心部の温度(コンテナー内の積荷の中心部を含む3か所)を外部から隨時確認できる自動温度記録装置を有すること。

オ エの自動温度記録装置は、4時間ごとに摂氏0.1度単位で記録でき、かつ、少なくとも較正後1か月間は摂氏±0.1度の精度を維持できる能力があること。

(4) 告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理船舶について、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、イタリア植物防疫機関により、船舶名、指定番号、指定年月日、所有者、収容能力及び船舶の構造を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

(5) 告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理コンテナーについては、毎年、3の調査の開始前又は輸出の開始前に、イタリア植物防疫機関により、その記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとされている。

(削る)

3 消毒施設の調査

(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、2の条件を満たすものであることを確認するため、あらかじめ調査するものとする。

ア 調査は、原則として、毎年当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても隨時調査すること。

イ 調査は、原則として、イタリア植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示5の(1)の消毒が適切に行われていない場合、告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示7の積込み時の措置に違反する場合、告示8の表示がなされていない場合、こん包が破損若しくは開封されている場合(低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)又はコンテナにき裂、損傷等があった場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1)及び(2)以外の輸入検査の手続及び方法は、規則及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。

ア (略)

イ チチュウカイミバエが付着した原因を、イタリア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。

(2) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理船舶及び低温処理コンテナについて、2の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、イタリア植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査に同行し、調査が的確に行われていることを確認するものとする。

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の(2)のイタリア植物防疫機関により指定された低温処理船舶又は低温処理コンテナでない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示4の封印がなされていない場合、告示8の表示がなされていない場合又はこん包が破損若しくは開封されている場合(低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われた場合を除く。)には、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3) (1)及び(2)以外の輸入検査の手続及び方法は、植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)及び輸入植物検疫規程(昭和25年7月8日農林省告示第206号)によるものとする。

(4) 植物防疫官は、チチュウカイミバエが発見された場合には、次の措置を講ずるものとする。

ア (略)

イ チチュウカイミバエが付着した原因を、イタリア植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、それ以後の輸入検査を中止すること。

附 則

この通知は、令和7年11月25日から施行する。